

資 料

- 1 用語解説
- 2 基礎データ
- 3 計画策定体制
- 4 計画策定経過

1 用語解説

【A】

掲載頁	語句	用語説明
41	ADHD(注意欠陥・多動性障害)	注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。 一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子どもにおいても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。
23・25	ALT (外国語指導助手)	小学校における外国語活動、中学校における英語科の授業において、学級担任または教科等担当教員の指導の下、ティームティーチング等により授業の補助を行う外国語指導助手。 ※ALT（Assistant Language Teacher の略）

【L】

掲載頁	語句	用語説明
41	LD(学習障害)	学習障害（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的要因が直接的な原因となるものではない。

【P】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
14・21・ 33・35・37	P F I 手法	民間の資金と経営力、技術力を活用し、公共施設の設計・建設・維持管理・運営などを行う手法。 ※P F I (Private Finance Initiative)
28・31	P O P (ポップ) バトル	「P O P」(ポップ) はキャッチコピーや文章、イラストなどを用いて、本の魅力を伝え、おススメする紹介カードのことで、図書と一緒に展示するもの。「P O P バトル」は、そのP O Pの図書館で行っている人気投票のこと。

【ア行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
34・37	アレルギー対応方針	食物アレルギーの児童が他の児童と同じ様に給食を楽しめること、また、医師の診断に基づき、安全にアレルギー対応給食を提供することを目指す、小学校給食における食物アレルギーの対応方針。
31・72	安全教育プログラム	各学校における安全教育の推進を図るための資料として東京都教育委員会が作成し、都内公立学校の全教員に配布されている。 このプログラムでは、防災、交通安全、生活安全（不審者等への対応）について、授業や安全指導の時間に行う指導の実践例が掲載されている。
2・6・13・ 17・37・64	生きる力	変化の激しいこれからの社会を生きるために、平成10（1998）年の学習指導要領改訂の際に子どもたちにはぐくむべき力として示したもので、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。具体的には①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性③たくましく生きるための健康や体力、などのこと。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
7・8・13・ 21・27・ 28・29・ 30・47・48	いじめ	児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）
8・13	いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法は、平成 25（2013）年 9 月 28 日に施行され、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、基本理念、国及び地方公共団体等の責務、いじめの防止等のための基本方針の策定について定めたもの。

【力行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
22・23・24	学習支援員	児童・生徒の学力向上を図るために、放課後や長期休業日等における補充的な学習の指導補助として、地域人材や学生を学習支援員として活用している。
13・22	学力向上推進研究校	児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るため、放課後、土曜日等における補習等を行うとともに、学識経験者を招へいした研修会を他校にも開いた形式で実施し、学力向上に向けた研究を推進する。
14・51・ 52・53・55	学校 I C T 教育	「I C T」とは Information and Communication Technology の略で、各教科等の授業等においてコンピュータやネットワーク（インターネット等）などの情報通信技術を活用して行う、情報（information）、交流（communication）、技術（technology）に関する教育。
14	学校関係者評価	各学校の教育活動の実施状況について、教職員、児童・生徒、保護者を対象としたアンケート等を実施し、校長が自校の教育活動の成果や課題を把握するとともに、学校経営の改善に生かしている。
24	学校経営方針	校長の学校経営に当たっての基本的な考え方や方針を自校の教職員に示し、組織的な教育活動の推進を図るとともに、保護者や地域に周知し、学校の教育活動への理解及び連携体制づくりに資するために策定するもの。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
40・49	学校事務の共同実施	東京都公立小中学校における効率的な学校運営体制の実現及び事務職員の計画的な人材育成等を目的としている。 この共同実施は、従来学校ごとに行っていた事務職員の業務の一部を、拠点となる学校を設けて複数校の業務を共同で行うもので、一部の区市がモデル地区として試行が行われている。
14	学校評議員	学校運営及び教育活動について、保護者、地域住民等の意向を的確に把握し、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するために設置する。【立川市学校評議員設置要綱】学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。平成 12（2000）年の学校教育法施行規則改正に伴い、各学校での設置が可能になったもの。評議員は学校長の推薦により、教育委員会が委嘱している。
64	家庭学習推進リーフレット	児童・生徒の学力向上を図るために、市教育委員会が家庭学習の意義や方法等について、家庭への啓発を行うことを目的として配布しているリーフレット。
28・70・73	危険薬物	「合法ハーブ」「アロマ」「お香」などと称して販売される薬物で、危険ドラッグと呼ばれる。薬事法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）における指定薬物の化学構造に似せた作りで、法律の規制を免れようとするもの。 実際には、指定薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険である。
7・8・24・67・68	教育課程	学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。
44	教育相談員	一人一人の児童・生徒の教育上の問題について、本人またはその保護者などに、その望ましい在り方を助言するための相談に応じる。
14・59・64	教育フォーラム	立川市の教育の充実と推進を図るため、保護者、市民、教職員が一堂に会して、市立小中学校の教育実践等を紹介する場として平成 16（2004）年度から実施している。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
44	言語聴覚士	ことばによるコミュニケーションには言語、聴覚、発声・発問、認知などの各機能が関係しているが、コミュニケーションに問題がある場合に、その本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う者。
53・56・57	校内LAN	学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内LAN（Local Area Network）の整備により学校内の情報の共有化が促進され、普通教室等でデジタル教材等を使用した学習が可能となる。
51・54・55・56	校務支援システム	教員に配置された校務用コンピュータを使用し、市内学校間で情報共有ができるシステム。グループウェア機能と、学籍・出欠・成績・保健等の共有による校務の効率化が主な用途で、これにより教員が児童・生徒と向き合う時間の確保等が期待できる。
25・28・29・31	国際理解教育	国際的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質・能力の基礎を育成することを目的とした教育活動で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等において指導を行う。
43	個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。
43	個別の教育支援計画	障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

【サ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
33	児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等の調査	児童・生徒の体力向上に係る実態等を把握することを目的として、東京都教育委員会が実施している調査。
41	自閉症	自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生の年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。
33・34・39	シャトルラン	体力調査において、持久力を計るための調査項目として小学生を対象に実施している。体力調査では、一定時間に20mの距離を往復することにより計測を行う。
40・49	就学援助	学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、予算の範囲内において必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な推進に資することを目的とするもの。
41・42・ 43・45	就学支援シート	支援や配慮が必要な子どものスムーズな小学校の就学、そして豊かな学校生活を送ることができるよう、子どもの様子や指導の手だて・手がかり、就学後も引継いでほしい支援の内容、保護者の要望等についてまとめ、幼稚園、保育所等から小学校等に引き継いでいくもの。
21・23・ 24・25	習熟度別指導	算数科・数学科や英語科の授業において、児童・生徒の学習内容の習熟度に応じた学習集団を、学級の枠を超えて編成し、個に応じた指導の充実を図るために行う。学習集団の編成は、2学級を3つの学習集団に分割して行うことが基本となるが、場合によっては3学級4分割等の編成もある。
14・40・ 41・44・45	巡回相談	特別支援教育課の教育相談員等が各学校を訪問し、通常の学級に在籍する特別な支援や配慮を要する児童・生徒の実態を把握して、対象児童・生徒への理解やかかわりに対する助言を行う。

掲載頁	語句	用語説明
67・68	小1問題	幼稚園・保育所から小学校に入学した際、児童が、授業中に教室内のうろつきや廊下に出てしまうなど、小学校生活への適応が課題となる現象。
13・21・ 23・24・25	少人数指導	基礎学力の向上ときめ細やかな指導を行うため、学級数を超える少人数の学習集団を弾力的に編成し、複数の教員がそれぞれの専門性を生かし、協力して指導を行うもの。学習集団の編成にあたっては、児童・生徒の習熟の程度や興味・関心等に応じて学習集団を編成する。
51	情報セキュリティ	脅威から情報資産を保護し、情報資産の機密性（情報の漏えいが防止されている状態をいう。）、完全性（情報の改ざん、消去等による障害が防止されている状態をいう。）及び可用性（権限を有する者に対し、必要なときに情報の利用が可能とされている状態をいう。）を維持することをいう。身近なところでは、ウィルス対策ソフトを使用し、コンピュータがウィルスにかからないよう予防することもその一環となる。
28	情報モラル	学習指導要領では、「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。
28・31・64	セーフティ教室	児童・生徒の安全教育の一環として、交通安全、不審者対応、情報モラル等について、警察や専門家等を招いて授業等を実施するとともに、保護者・地域住民への講演会や意見交換等を通して、啓発を行う。
54	センターサーバ	機密性や耐震性に優れたデータセンター等に設置し、各拠点から共通利用できるようにしたサーバのことで、学校間の情報共有と一元管理を実現するもの。
8・74	総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成 27（2015）年 4 月以降すべての地方公共団体に総合教育会議が設置される。首長が招集し、首長と教育委員会を構成員とし、教育行政の大綱、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などを協議・調整する。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
27・31・68	総合的な学習の時間	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする時間。平成 14（2002）年度教育課程から、小・中学校において全面实施されるようになった。

【タ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
11・14・ 35・37・ 53・54・ 56・57	大規模改修	大規模改修は施設の長寿命化・安全性・バリアフリー化・省エネルギー化等を考慮し、施設の内外装についてはスケルトンに近い状態まで撤去・改修を行い、電気・機械設備については全面改修する工事。
27	立川市いじめ防止基本方針	平成 26（2014）年 6 月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。 この市基本方針では、学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とした市、学校、家庭、地域社会がいじめ防止等に向けて取り組むことを掲げている。
11・37・ 51・52・ 53・56・57	立川市公共施設保全計画	社会的要請、立川市の公共施設を取り巻く課題を踏まえ、保有する公共施設を良好な状態で使用できるよう適切な保全を実施し、快適な市民利用、ライフサイクルコスト等の縮減を図ることを目的とし、平成 24（2012）年度に「立川市公共施設保全計画」を策定した。 学校施設についてもこの計画に基づき、大規模改修や中規模修繕を行っていくが、単独調理校等について一部改修スケジュールの見直しを行った。

掲載頁	語句	用語説明
48・49・ 58・66・ 67・68・69	立川市民科	立川に愛着をもち、まちに主体的に関わり、まちに貢献しようとする意欲や態度を育むことを目的として、郷土学習とキャリア教育を関連付けたカリキュラムとして市内全小中学校で実施する教育活動。 実施に当たっては、中学校区を単位とした小・中学校が連携し、校区の特色を生かした学習活動を行う。
67	地域コーディネーター	学校が地域の人材や施設等の教育力を活用した教育活動を円滑に推進するためのコーディネートを行う人材。
67	中1ギャップ	小学校から中学校に進学することに伴い、学習内容の違いや生活リズムの変化に戸惑い、円滑な学校生活が送れなくなるなど教育課題となる現象。
15・25・38	ティームティーチング	個に応じた多様な教育を行うために、一斉授業に加えて適宜、個別指導、グループ指導等を導入し、複数の教員がそれぞれの専門性を生かし、協力して指導を行うもの。同一学級内で、児童・生徒の習熟の程度等に応じた指導や興味・関心に応じて学習課題の選択等を生かす指導、観察・実験及び野外活動などの体験的な学習における指導等において行うことが多い。
40・48	適応指導教室	不登校等の子どもに対する指導と学校生活への復帰を支援するため、在籍校と連携をとりながら学校以外の場所や学校の余裕教室などにおいて、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を行うために設置した教室。
21・24	特色ある学校づくり 交付金	各学校の校内研修の推進を図るとともに、地域や学校の特色を生かした活動を支援するための予算を配当し、各学校の教育活動の充実を図る。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
10・11・ 40・41・ 43・49	特別支援学級	特別支援学級は、「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級である。東京都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「自閉症・情緒障害」、「病虚弱」の特別支援学級（固定制）を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。立川市では、小・中学校とも、「知的障害」の学級を設置している。 東京都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。
41	特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。
43・44・45	特別支援教室	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置している。特別支援教室では発達障害の程度等に応じ、個別指導等を実施し、通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行う。

【ナ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
18・31・ 58・59	ネットワーク型の学校経営	各学校の教育活動の多様化及び充実を図るために、保護者・地域・民間事業所・諸機関等が有する専門性や人材及び施設等の教育力を積極的に導入した学校経営を指す。

【ハ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
43	発達支援親子グループ事業	発達に課題のある概ね2歳から就学前の子どもとその保護者が、児童の年齢にあわせたグループごとに、集団での運動あそびや手作業などに取り組むことで、子どもの興味を広げたり、子どもの成長を促していく事業のこと。従前はドリーム学園にて「外来母子通園事業」として実施していた。

掲載頁	語 句	用 語 説 明
54	非構造部材の耐震化	地震による被害は、構造設計・構造計算の主な対象となるいわゆる構造体（コンクリート造、鉄骨造等の躯体）に限らず、天井材等の落下による被害が考えられ、子どもたちの安全を確保するため、建物の構造体はもちろん、天井材、外装材、照明器具も耐震化を図る必要がある。これらの部材を構造体と区分して非構造部材という。
28・31	ビブリオバトル	発表参加者が読んでおもしろいと思った本を、決められた時間で紹介し、すべての発表が終わった後、全員で「どの本が一番読みたくなったか」で投票を行い、最多票を集めた本を「チャンプ本」とする本の紹介コミュニケーションゲームのこと。
40・44	副籍制度	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、地域とのつながりを維持・継続を図る制度。

【マ行】

掲載頁	語 句	用 語 説 明
54・56・57	マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易なトイレ設備を設け、災害時に使用する。災害時に一次避難所となる小中学校（旧多摩川小学校を含む）30校に平成28（2016）年度までにマンホールトイレを設置する。設置数は各小学校に8基、各中学校に10基。
27・28	児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」を指し、児童・生徒の暴力行為、いじめ、不登校等に関して全国の小・中学校及び高等学校を対象に調査が行われる。

2 基礎データ

(1) 児童・生徒数の推移

①小学校

(各年5月1日現在)

年次	校数	学級数	児童数		
			総数	男	女
昭和50	18	356	13,223	6,882	6,341
51	18	377	13,957	7,274	6,722
52	19	391	14,356	7,477	6,879
53	20	402	14,776	7,626	7,150
54	20	410	15,410	8,011	7,399
55	20	410	15,304	7,962	7,342
56	20	402	14,965	7,732	7,233
57	20	382	14,526	7,544	6,982
58	21	376	14,027	7,222	6,805
59	21	367	13,474	6,920	6,554
60	21	363	12,711	6,513	6,198
61	21	341	12,262	6,336	5,926
62	21	327	11,627	6,027	5,600
63	21	320	11,056	5,703	5,353
平成元年	21	313	10,560	5,430	5,130
2	21	312	10,061	5,187	4,874
3	21	303	9,823	5,007	4,816
4	21	292	9,368	4,751	4,617
5	21	286	9,158	4,628	4,530
6	21	281	8,888	4,483	4,405
7	21	275	8,790	4,417	4,373
8	21	282	8,568	4,283	4,285
9	21	279	8,421	4,286	4,135
10	21	281	8,363	4,285	4,078
11	21	279	8,324	4,279	4,045
12	21	278	8,329	4,299	4,030
13	21	275	8,377	4,288	4,089
14	21	279	8,398	4,276	4,122
15	21	280	8,493	4,322	4,171
16	20	289	8,678	4,373	4,305
17	20	295	8,784	4,462	4,322
18	20	294	8,769	4,425	4,344
19	20	300	8,863	4,497	4,366
20	20	299	8,834	4,506	4,328
21	20	306	8,840	4,528	4,312
22	20	305	8,834	4,572	4,262
23	20	310	8,734	4,496	4,238
24	20	312	8,655	4,441	4,214
25	20	313	8,620	4,392	4,228
26	20	309	8,663	4,383	4,280

②中学校

(各年 5 月 1 日現在)

年次	校数	学級数	生徒数		
			総数	男	女
昭和50	6	113	4,651	2,408	2,243
51	6	122	4,967	2,592	2,375
52	6	131	5,369	2,766	2,603
53	8	141	5,684	2,994	2,690
54	9	145	5,814	3,017	2,797
55	9	155	6,118	3,195	2,923
56	9	158	6,359	3,285	3,074
57	9	164	6,814	3,543	3,271
58	9	166	6,846	3,587	3,259
59	9	170	6,944	3,634	3,310
60	9	175	7,077	3,747	3,330
61	9	173	7,159	3,704	3,455
62	9	169	7,014	3,626	3,388
63	9	159	6,627	3,405	3,222
平成元年	9	154	6,117	3,175	2,942
2	9	155	5,731	2,976	2,755
3	9	147	5,319	2,784	2,535
4	9	141	5,172	2,748	2,424
5	9	130	4,788	2,536	2,252
6	9	126	4,656	2,408	2,248
7	9	121	4,367	2,221	2,146
8	9	128	4,373	2,236	2,137
9	9	127	4,240	2,193	2,047
10	9	122	4,114	2,108	2,006
11	9	119	3,968	2,024	1,944
12	9	116	3,880	1,973	1,907
13	9	117	3,827	1,938	1,889
14	9	116	3,774	1,909	1,865
15	9	113	3,695	1,894	1,801
16	9	114	3,690	1,912	1,778
17	9	111	3,706	1,895	1,811
18	9	115	3,743	1,917	1,826
19	9	115	3,776	1,891	1,885
20	9	118	3,782	1,917	1,865
21	9	114	3,786	1,893	1,893
22	9	117	3,756	1,888	1,868
23	9	117	3,791	1,917	1,874
24	9	121	3,817	1,960	1,857
25	9	120	3,827	1,974	1,853
26	9	118	3,754	1,928	1,826

児童・生徒数は特別支援学級固定級を含む。学級数は固定級及び通級指導学級を含む。

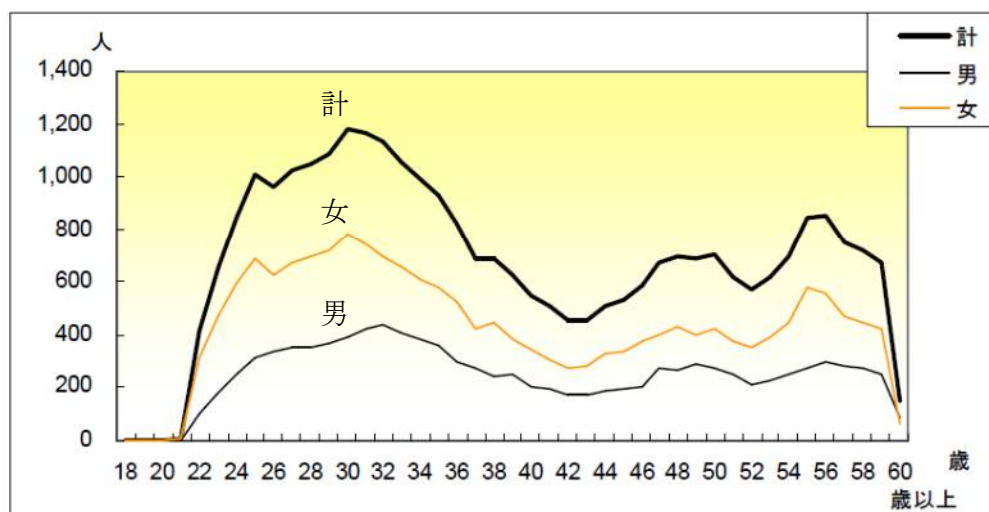
(2) 教育予算額(歳出)の推移

(単位: 千円)

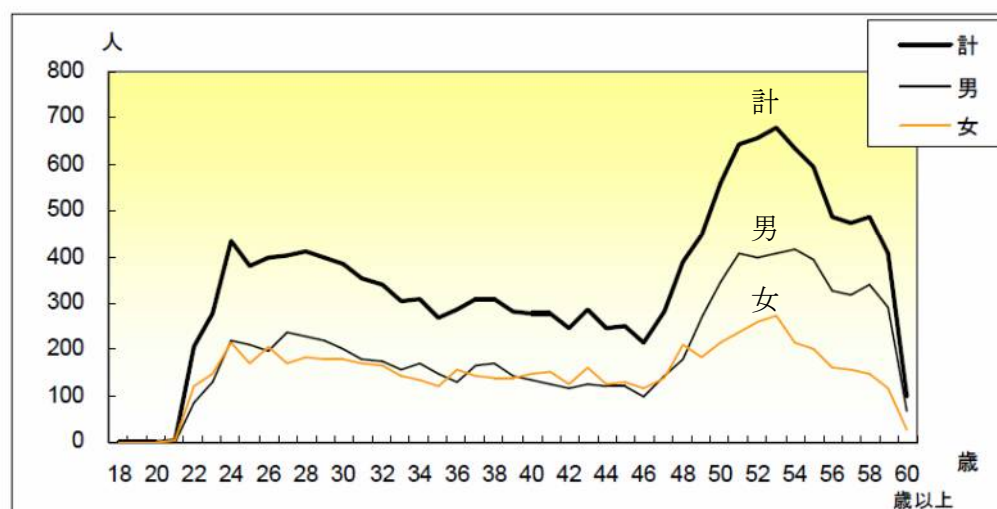
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市一般会計	64,350,000	66,995,000	67,113,000	69,578,000	72,288,000
教育費	6,921,421	8,404,439	7,789,856	8,627,883	10,001,445
教育総務費	751,430	736,847	811,924	745,703	776,521
小学校費	1,599,087	2,362,976	2,346,326	3,948,372	4,987,962
中学校費	977,972	1,303,859	920,667	811,201	878,558
社会教育費	1,645,914	1,617,165	1,531,006	1,528,989	1,611,258
保健体育費	1,635,030	2,074,991	1,859,279	1,258,515	1,412,006
幼稚園費	311,988	308,601	320,654	335,103	335,140
教育費の対前年度比(%)	△ 7.7	21.4	△ 7.3	10.8	15.9
教育費の対市一般会計比(%)	10.8	12.6	11.6	12.4	13.8

(3) 東京都教職員の年齢別構成

小学校



中学校



(4) 小・中学校における暴力行為の発生件数（東京都全体との比較）

<小学校>

年 度	立 川 市					東 京 都				
	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計
平成21年度	8	3	0	6	17	36	165	11	70	282
平成22年度	0	1	0	0	1	26	85	4	51	166
平成23年度	0	0	0	0	0	59	125	11	52	247
平成24年度	0	0	0	0	0	114	301	19	83	517
平成25年度	0	1	0	2	3	119	340	5	88	552

<中学校>

年 度	立 川 市					東 京 都				
	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計	対教師	生徒間	対 人	器 物	合 計
平成21年度	12	53	4	40	109	293	1,146	69	641	2,149
平成22年度	14	79	6	74	173	282	1,310	93	711	2,396
平成23年度	15	62	1	24	102	273	1,146	106	562	2,087
平成24年度	4	79	1	33	117	187	1,120	60	524	1,891
平成25年度	8	72	1	33	114	217	1,079	59	465	1,820

(5) 小・中学校におけるいじめの認知件数（東京都全体との比較）

<小学校>

年 度	立 川 市			東京都
	件 数	一定の解消が 図られたが、 継続支援中	解消に向けて 取組中	
平成21年度	49	8	1	1,678
平成22年度	33	7	2	2,161
平成23年度	15	3	0	2,423
平成24年度	106	5	0	7,187
平成25年度	156	8	3	5,581

<中学校>

年 度	立 川 市			東京都
	件 数	一定の解消が 図られたが、 継続支援中	解消に向けて 取組中	
平成21年度	87	14	10	1,798
平成22年度	209	46	6	2,129
平成23年度	175	19	6	2,195
平成24年度	213	29	16	4,238
平成25年度	188	13	1	3,854

＜全小・中学校におけるいじめの認知率＞

年 度	立 川 市		東 京 都	
	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率
平成21年度	1.0%	0.2%	0.4%	0.3%
平成22年度	1.9%	0.5%	0.5%	0.1%
平成23年度	1.5%	0.1%	0.6%	0.1%
平成24年度	2.5%	0.4%	1.4%	0.1%
平成25年度	2.8%	0.2%	0.7%	0.1%

(6) 体罰の発生件数

年 度	件 数
平成21年度	
平成22年度	
平成23年度	
平成24年度	6
平成25年度	0

※平成 24（2012）年度より調査開始

(7) 学校給食における地元産野菜等使用率

年 度	使用率 /%		
	単独調理方式小学校	共同調理場(小学校)	中学校
平成21年度	17.5	10.9	7.2
平成22年度	16.1	7.5	5.5
平成23年度	18.7	9.7	10.2
平成24年度	14.2	5.2	3.8
平成25年度	11.5	7.8	4.6

(8) 給食実施回数

学校名	回数				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
立川第一中学校	161 (161)	160 (158)	171 (171)	189 (187)	184 (180)
立川第二中学校	188 (188)	184 (182)	191 (190)	187 (182)	188 (175)
立川第三中学校	177 (177)	173 (170)	176 (179)	182 (182)	180 (180)
立川第四中学校	178 (178)	176 (173)	180 (179)	185 (184)	183 (183)
立川第五中学校	183 (183)	180 (177)	186 (180)	189 (186)	186 (186)
立川第六中学校	184 (172)	183 (164)	187 (171)	186 (170)	163 (161)
立川第七中学校	182 (182)	179 (176)	180 (180)	179 (179)	181 (177)
立川第八中学校	174 (174)	170 (167)	174 (174)	181 (181)	178 (178)
立川第九中学校	173 (173)	171 (169)	178 (178)	178 (178)	177 (177)
合計	1,600 (1,588)	1,576 (1,536)	1,623 (1,602)	1,656 (1,629)	1,620 (1,597)

※()はミルク給食実施回数

(9) 中学校給食の喫食率

年度	喫食率 /%
平成9年度	38.2
平成10年度	40.2
平成11年度	43.1
平成12年度	48.4
平成13年度	52.7
平成14年度	59.6
平成15年度	65.5
平成16年度	66.7
平成17年度	68.1
平成18年度	66.9
平成19年度	65.4
平成20年度	63.5
平成21年度	62.1
平成22年度	60.6
平成23年度	58.7
平成24年度	56.6
平成25年度	52.2

(10) 小・中学校における不登校の状況（30日以上欠席した児童・生徒数）

<小学校>

年 度	立 川 市			東 京 都	
	児童数	指導の結果、 登校できるようになった	指導中、好ましい変化がみられるようになった	児童数	指導の結果、 登校できるようになった
平成21年度	38	10	6	1,871	619
平成22年度	45	12	10	1,936	629
平成23年度	39	13	7	2,015	698
平成24年度	41	11	17	1,912	642
平成25年度	52	10	6	2,366	774

<中学校>

年 度	立 川 市			東 京 都	
	生徒数	指導の結果、 登校できるようになった	指導中、好ましい変化がみられるようになった	生徒数	指導の結果、 登校できるようになった
平成21年度	162	54	35	7,038	1,951
平成22年度	164	40	38	6,978	1,930
平成23年度	141	41	25	6,801	1,932
平成24年度	132	37	37	6,946	1,548
平成25年度	138	37	24	7,164	1,811

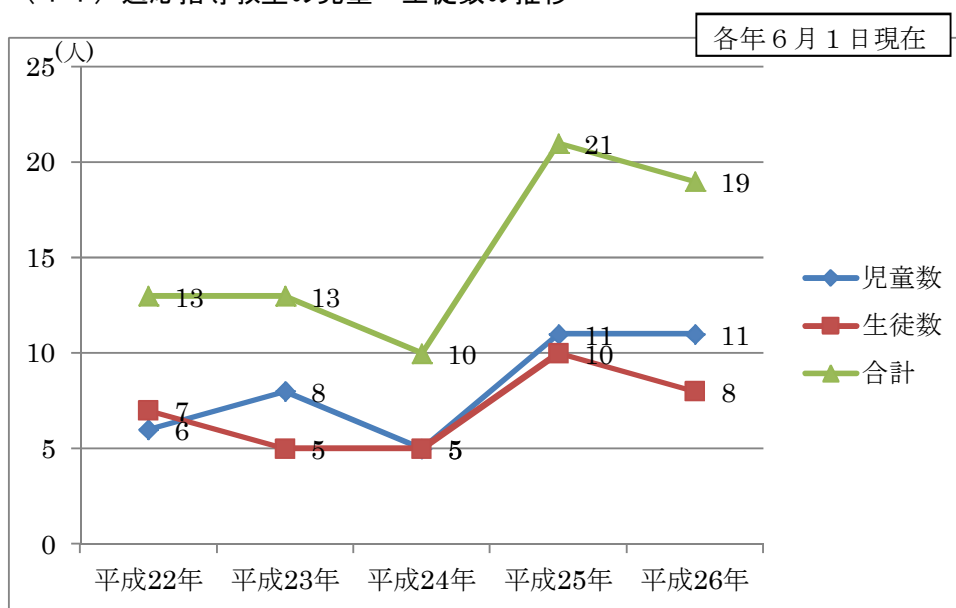
＜全小・中学校における不登校の出現率＞

年 度	立 川 市		東 京 都	
	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率	出現率	解消した児童・生徒を除く出現率
平成21年度	1.6%	1.1%	1.1%	0.8%
平成22年度	1.6%	1.2%	1.1%	0.8%
平成23年度	1.4%	1.0%	1.1%	0.8%
平成24年度	1.3%	1.0%	1.1%	0.7%
平成25年度	1.5%	1.1%	1.2%	0.7%

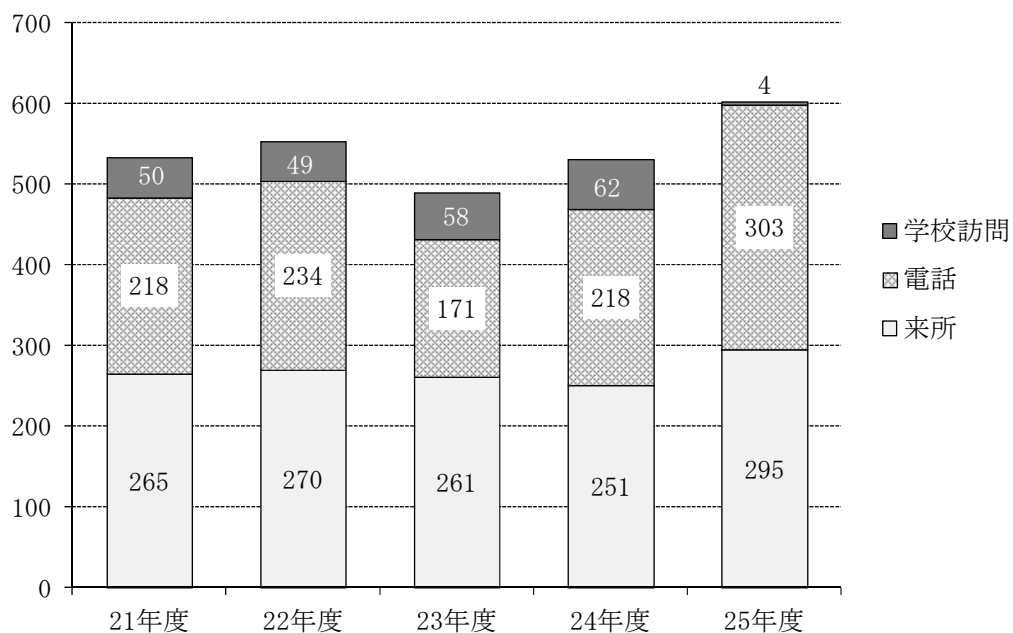
＜学校復帰率＞

年 度	立 川 市	東 京 都
平成21年度	32.0%	28.8%
平成22年度	24.0%	28.8%
平成23年度	24.4%	29.8%
平成24年度	27.7%	26.1%
平成25年度	24.7%	25.3%

(11) 適応指導教室の児童・生徒数の推移



(12) 教育相談件数の推移



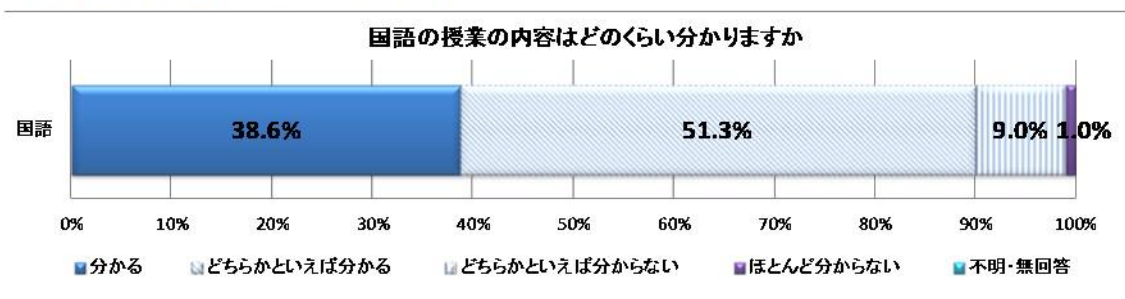
(13) 就学援助の認定者数の推移

年度	区分	在籍者数	区分別認定者数	
			要保護	準要保護
平成21年度	小学校	8,840	194	1,357
	中学校	3,786	121	747
	計	12,626	315	2,104
平成22年度	小学校	8,834	203	1,450
	中学校	3,756	124	813
	計	12,590	327	2,263
平成23年度	小学校	8,661	203	1,419
	中学校	3,745	122	763
	計	12,406	325	2,182
平成24年度	小学校	8,577	211	1,360
	中学校	3,771	119	722
	計	12,348	330	2,082
平成25年度	小学校	8,532	226	1,322
	中学校	3,787	118	713
	計	12,319	344	2,035

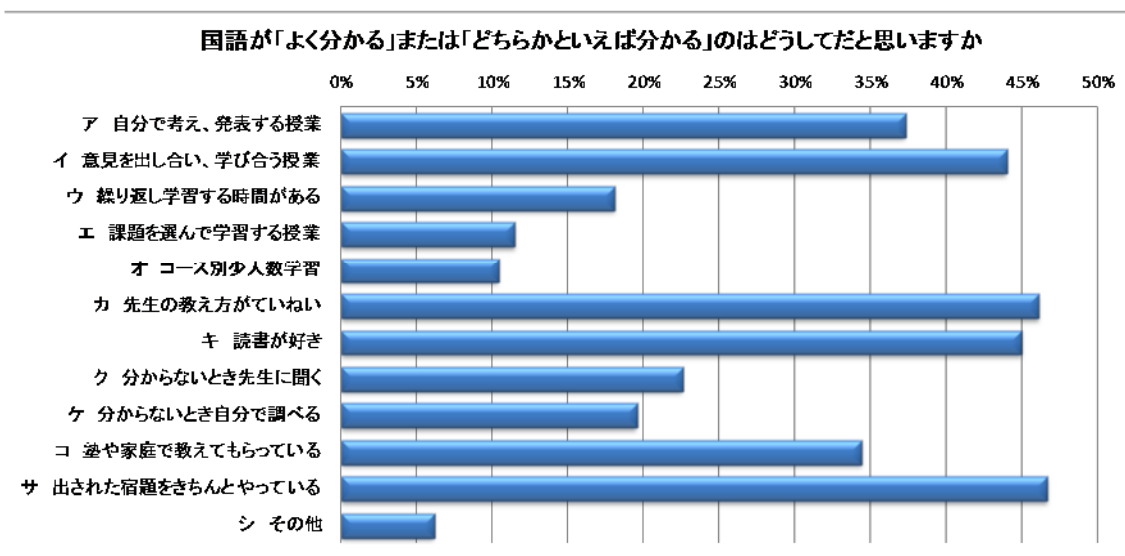
(14) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

①国語の意識調査（小学校）

(1) 国語の授業の内容はどのくらい分かりますか。



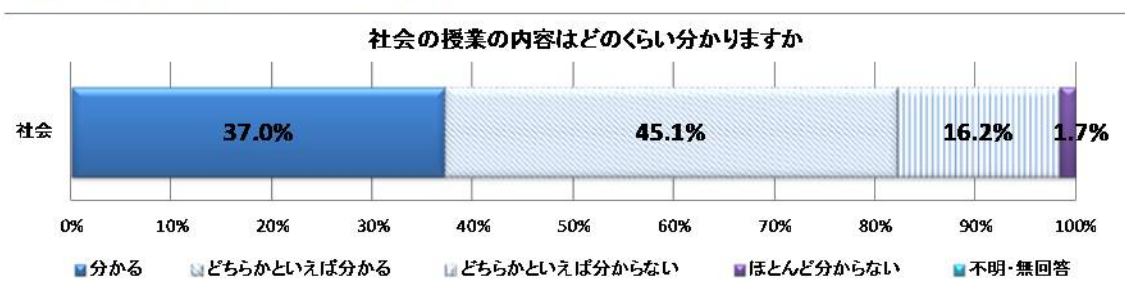
(2) 国語が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



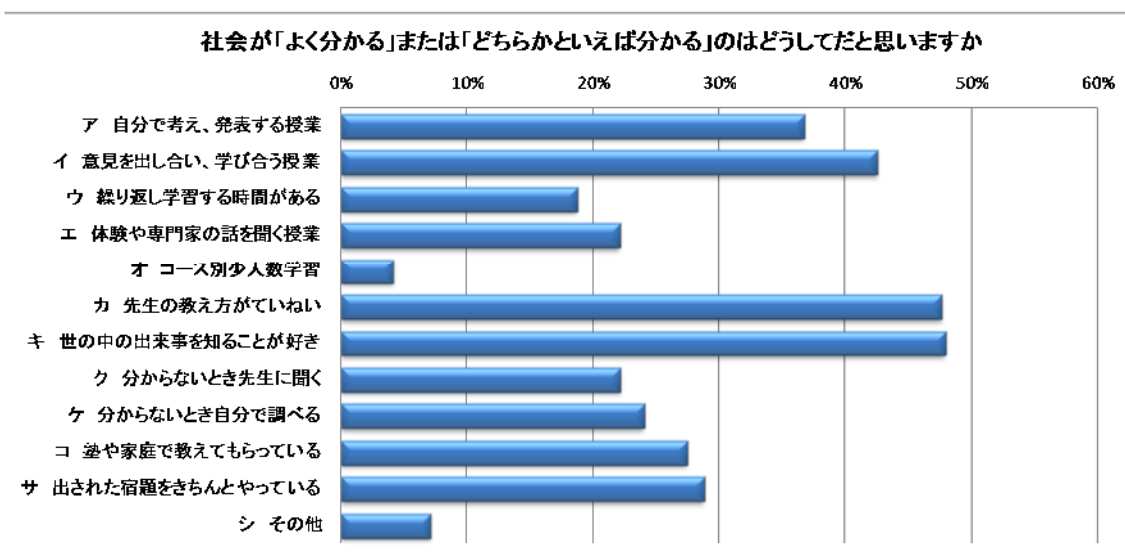
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

②社会の意識調査（小学校）

(1) 社会の授業の内容はどのくらい分かりますか。



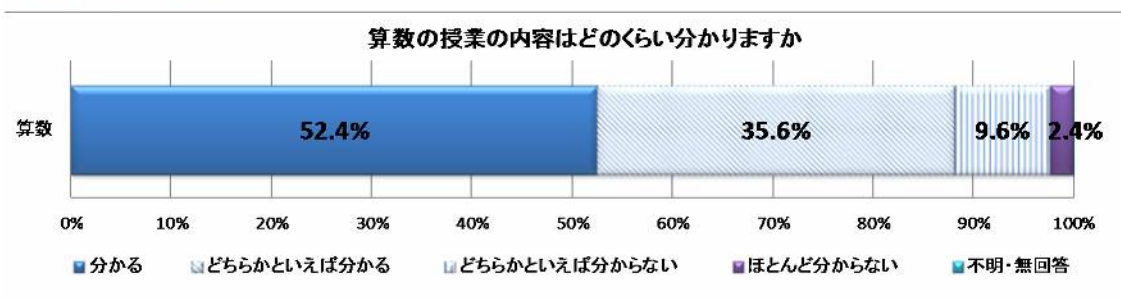
(2) 社会が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



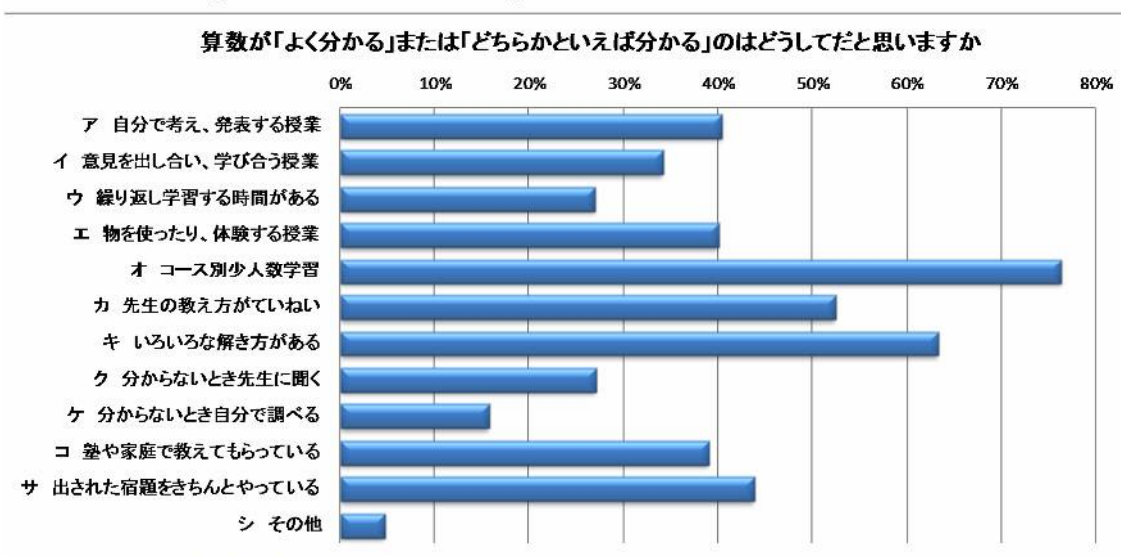
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

③算数の意識調査（小学校）

(1) 算数の授業の内容はどのくらい分かりますか。



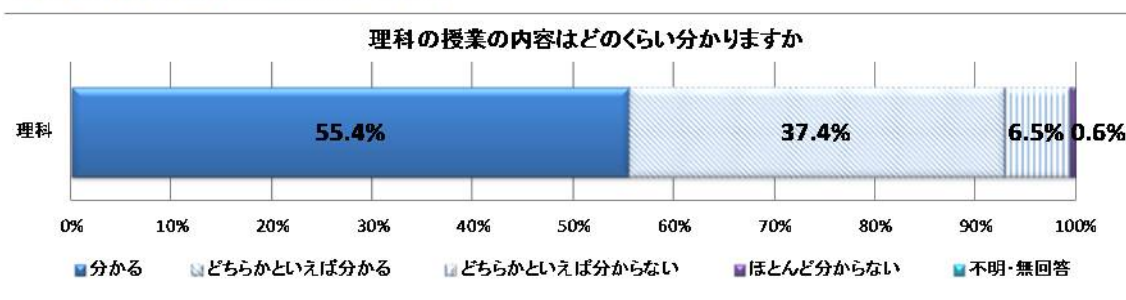
(2) 算数が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



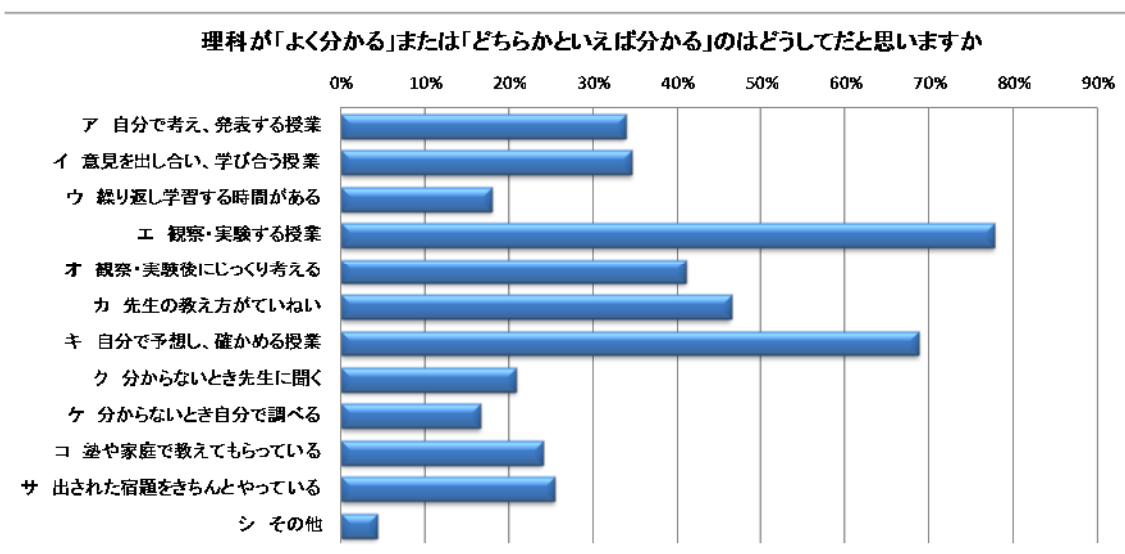
* (2) は、(1) で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

④理科の意識調査（小学校）

(1) 理科の授業の内容はどのくらい分かりますか。



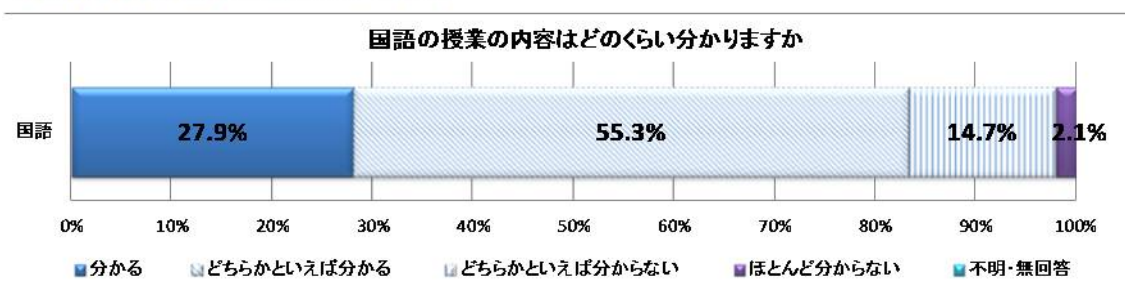
(2) 理科が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



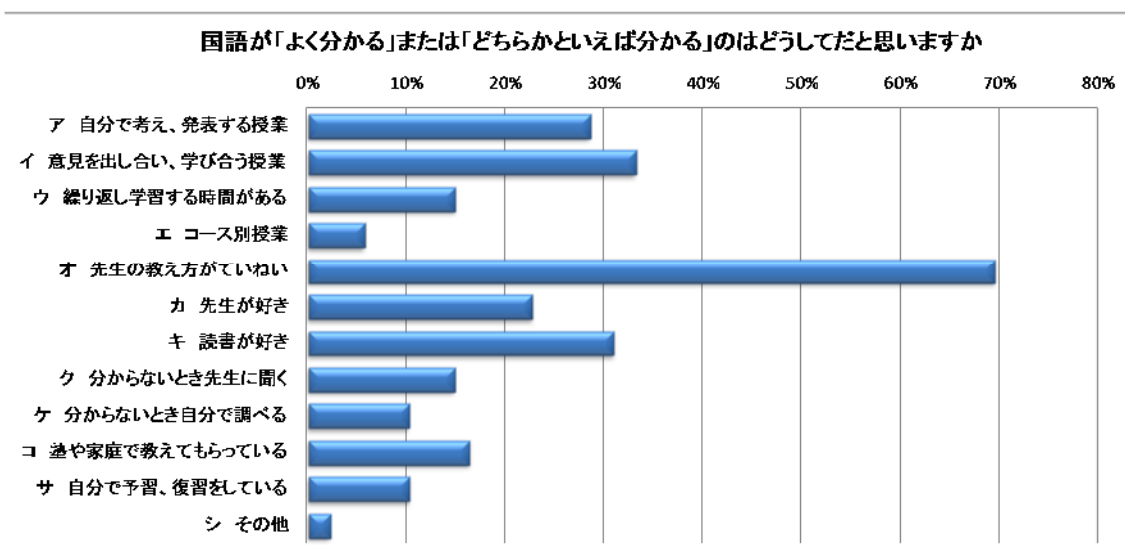
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

⑤国語の意識調査（中学校）

(1) 国語の授業の内容はどのくらい分かりますか。



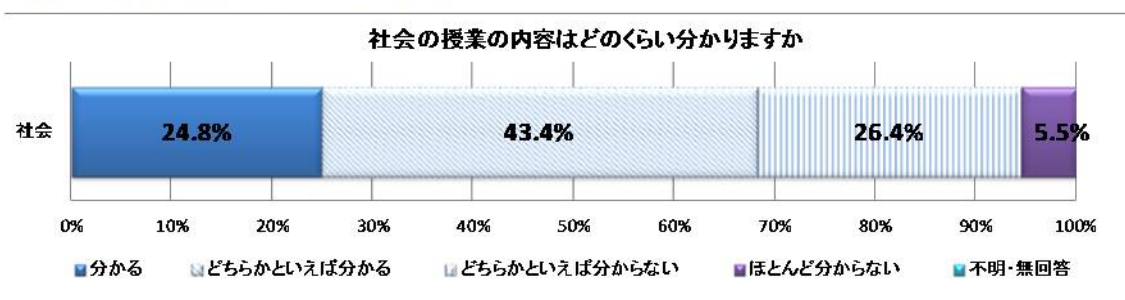
(2) 国語が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



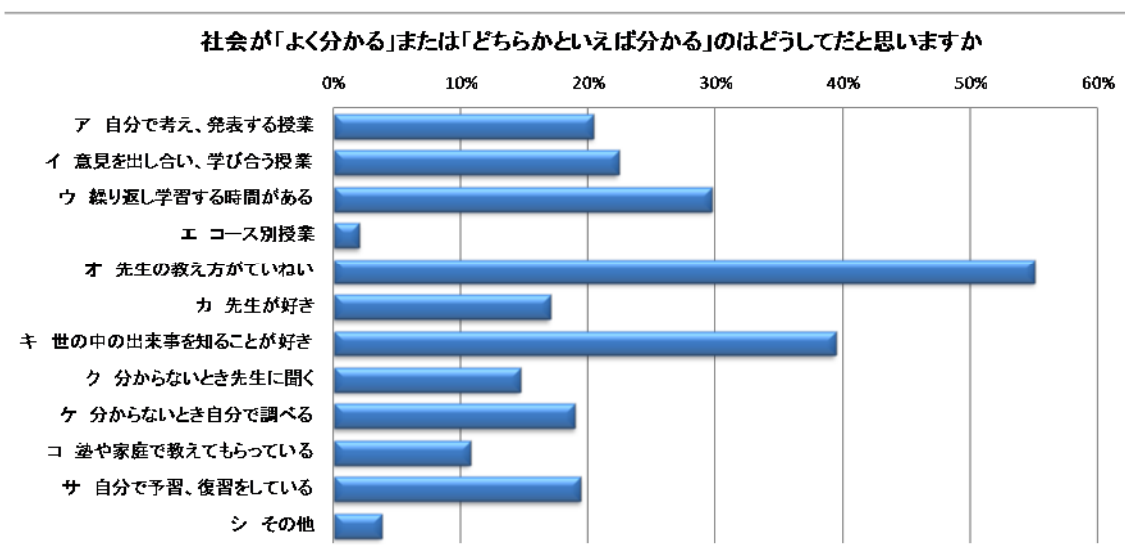
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

⑥社会の意識調査（中学校）

(1) 社会の授業の内容はどのくらい分かりますか。



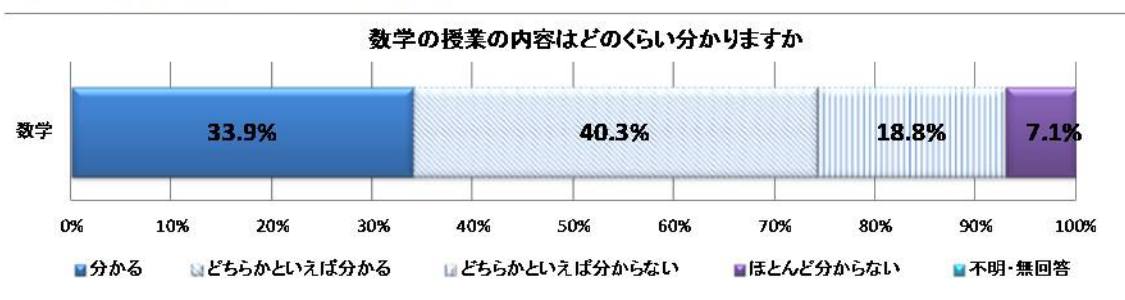
(2) 社会が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



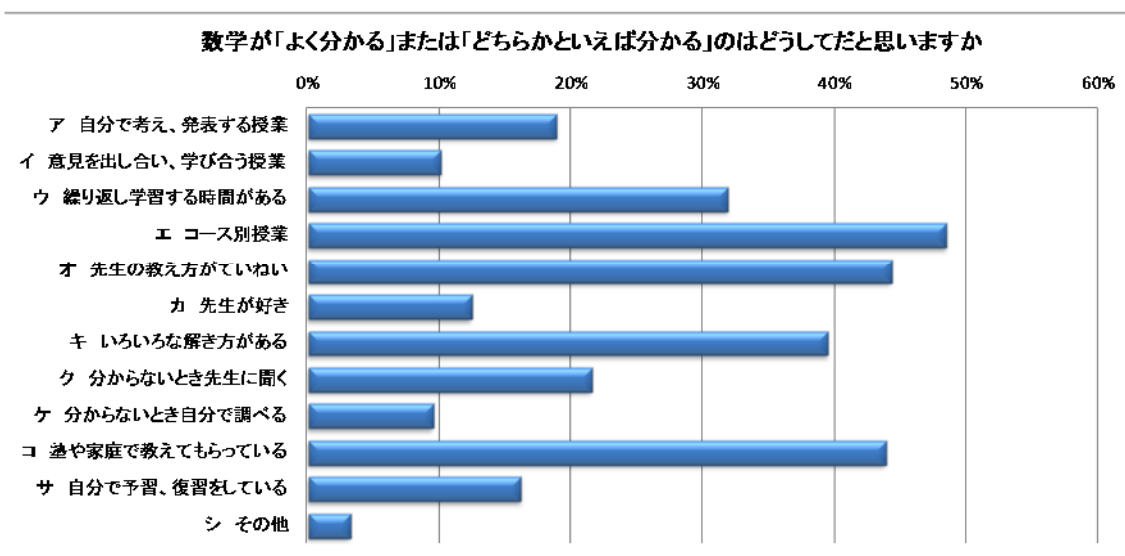
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

⑦数学の意識調査（中学校）

(1) 数学の授業の内容はどのくらい分かりますか。



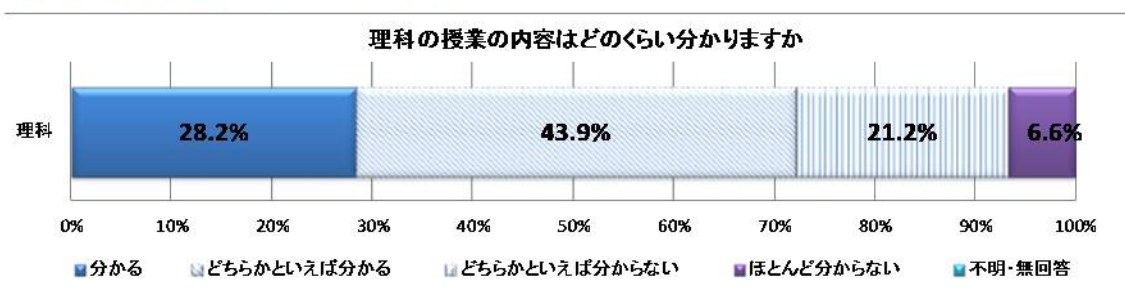
(2) 数学が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



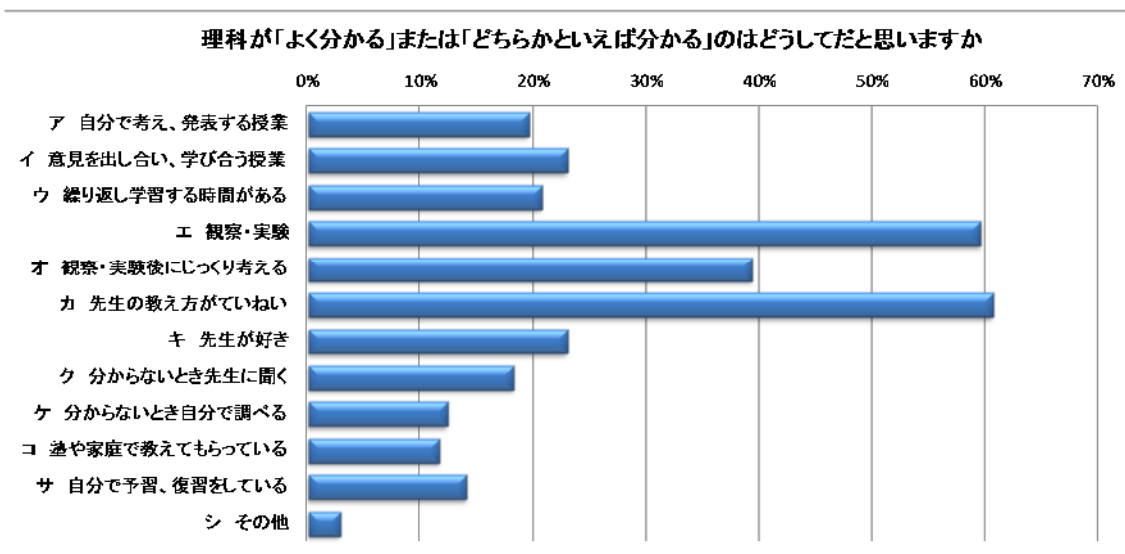
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

⑧理科の意識調査（中学校）

(1) 理科の授業の内容はどのくらい分かりますか。



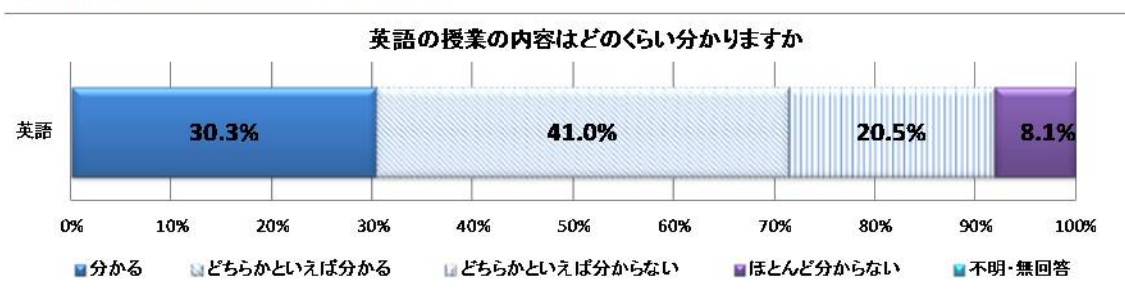
(2) 理科が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。



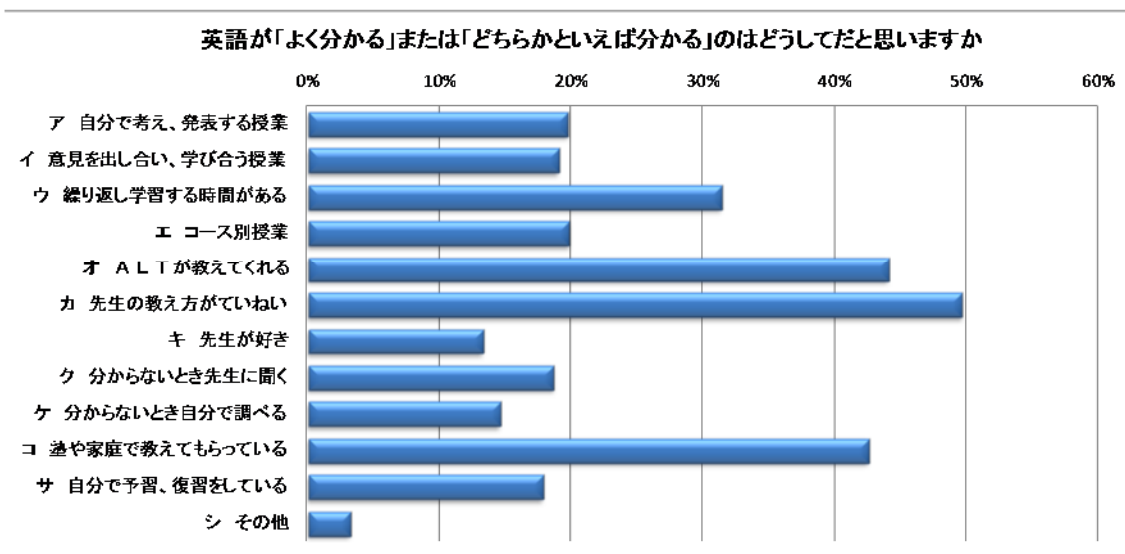
* (2)は、(1)で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

⑨英語の意識調査（中学校）

(1) 英語の授業の内容はどのくらい分かりますか。



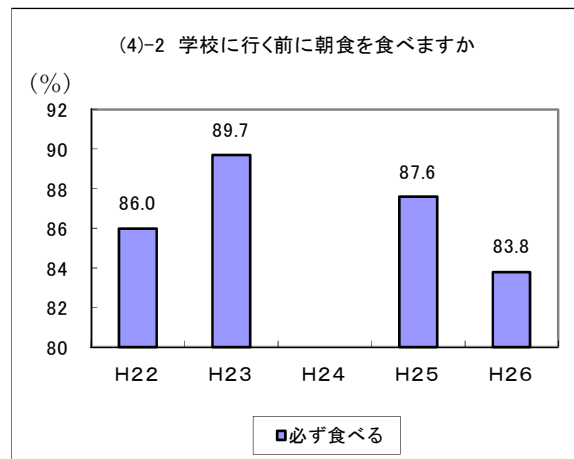
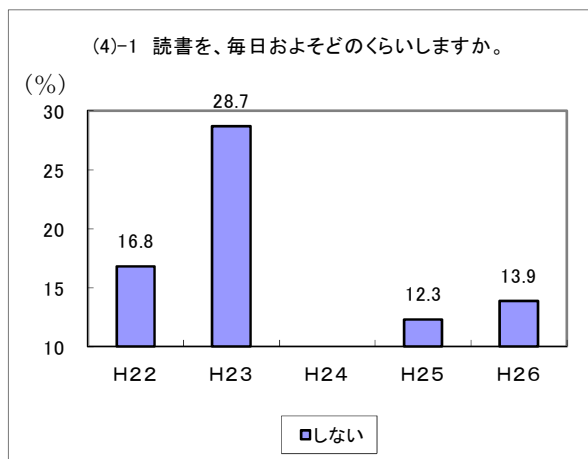
(2) 英語が「よく分かる」または「どちらかといえば分かる」のはどうしてだと思いますか。

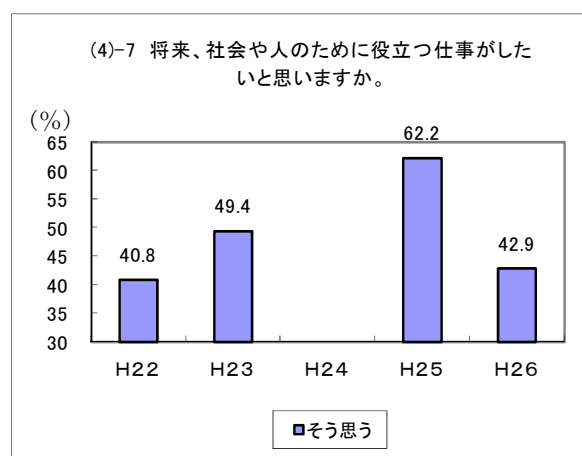
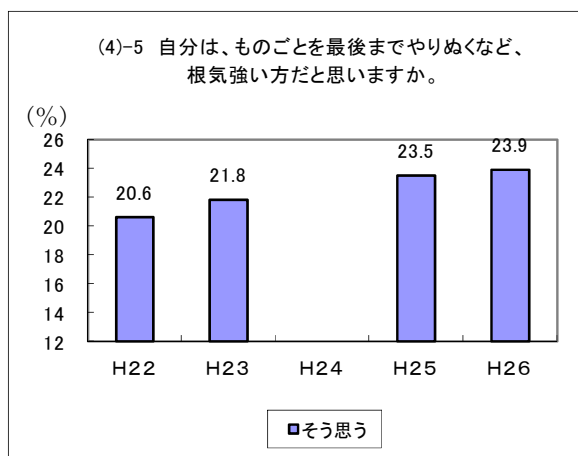


* (2) は、(1) で、「分かる」「どちらかといえば分かる」と答えた者のみ回答

⑩小学5年生 「学習に関する意識調査」

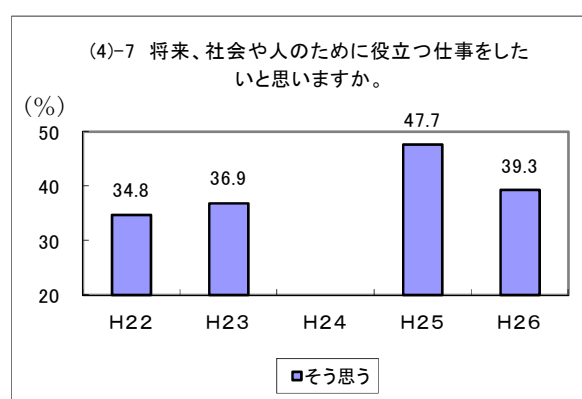
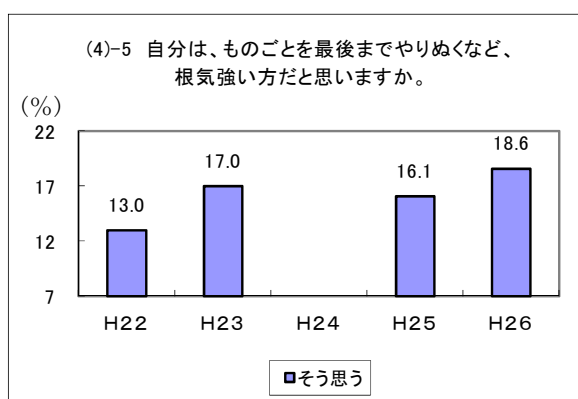
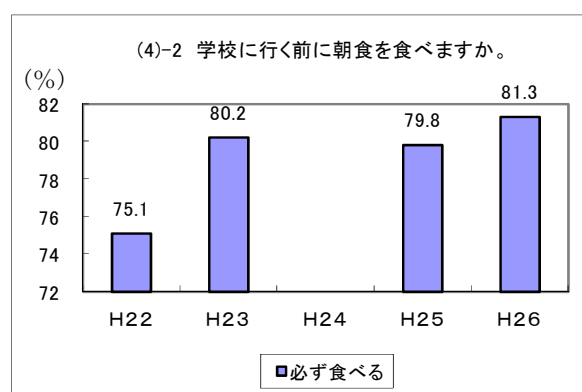
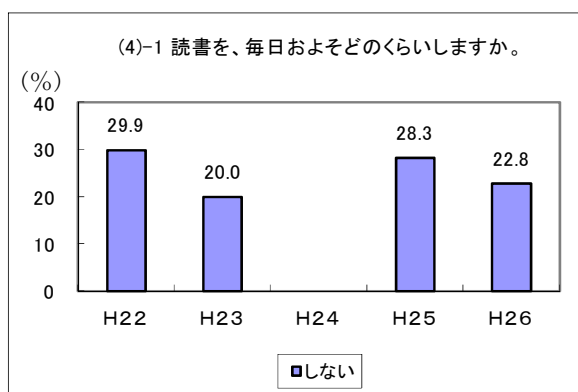
※平成 24（2012）年度から結果の公表方法が変更となり、平成 24（2012）年度の市のデータは把握できないことから平成 25（2013）年度からは、学校から別途データの提出を求め、市教育委員会で集計する方式に変更しました。





⑪ 中学 2 年生 「学習に関する意識調査」

※平成 24（2012）年度から結果の公表方法が変更となり、平成 24（2012）年度の市のデータは把握できないことから平成 25（2013）年度からは、学校から別途データの提出を求め、市教育委員会で集計する方式に変更しました。



3 計画策定体制

立川市第2次学校教育振興基本計画の策定にあたっては、「立川市第2次学校教育振興基本計画検討委員会」を設置し検討しました。併せて、教育委員会定例会や、庁内の経営会議・政策会議においても検討し、計画を策定いたしました。

<立川市第2次学校教育振興基本計画検討委員会設置要綱>

(設置)

第1条 平成27年度を初年度とする新たな学校教育振興のための施策に関する基本的な計画を定める立川市第2次学校教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に係る検討等を行うため、立川市第2次学校教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学識経験者を充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者を充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうち、別表第2に掲げる職にあるものとする。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、委員会が行う調査及び検討を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課及び教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 小学校 P T A 連合会の代表 2 人
- (3) 中学校 P T A 連合会の代表 2 人
- (4) 青少年健全育成地区委員長連絡会の代表 1 人
- (5) 子ども会連合会の代表 1 人
- (6) 公募市民 4 人
- (7) 市立小学校長会の代表 1 人
- (8) 市立中学校長会の代表 1 人

別表第 2（第 7 条関係）

- (1) 教育委員会事務局教育部長
- (2) 教育委員会事務局教育部教育総務課長
- (3) 教育委員会事務局教育部学務課長
- (4) 教育委員会事務局教育部指導課長
- (5) 教育委員会事務局教育部統括指導主事
- (6) 教育委員会事務局教育部特別支援教育課長
- (7) 教育委員会事務局教育部学校給食課長

＜別表第 1（第 3 条関係） 立川市第 2 次学校教育振興基本計画検討委員会名簿＞

NO	委 員 氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	近藤 精一	東京学芸大学教授	会 長
2	若林 彰	帝京大学准教授	副会長
3	甲斐野 恭子	小学校 P T A 連合会	
4	前川 美由起	小学校 P T A 連合会	
5	田中 静子	中学校 P T A 連合会	
6	山本 佳子	中学校 P T A 連合会	
7	原田 文江	青少年健全育成地区委員長連絡会	
8	柴田 依子	子ども会連合会	
9	三浦 康浩	公募市民	
1 0	小松 栄生	公募市民	
1 1	丸山 孝敏	公募市民	
1 2	田邊 由樹子	公募市民	
1 3	對馬 洋	市立小学校長会	
1 4	小沼 孝行	市立中学校長会	

4 計画策定経過

(1) 立川市第2次学校教育振興基本計画検討委員会

回	開催日	検討内容
第1回	平成26年9月26日	○ 委員会設置の目的について ○ 委員会の進め方について ○ 国や東京都の状況（計画策定状況等）について ○ 立川市学校教育振興基本計画の進捗状況について ○ 計画（案）の概要について
第2回	平成26年10月23日	○ 計画（協議のためのたたき台）について 「第1章～第3章 総論部分」 「第4章 基本方針1」
第3回	平成26年11月20日	○ 計画（協議のためのたたき台）について 「第4章 基本方針2」
第4回	平成26年12月18日	○ 計画（協議のためのたたき台）について 「第4章 基本方針3」
第5回	平成27年1月20日	○ 計画（素案）について

(2) 教育委員会定例会

回	開催日	検討内容
【平成25年】		
第14回	平成25年7月25日	○ （仮称）第2期立川市学校教育振興基本計画の策定について
【平成26年】		
第3回	平成26年2月13日	○ 立川市学校教育振興基本計画の中間総括について
第18回	平成26年9月25日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画検討委員会の設置等について
第21回	平成26年11月13日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画について
【平成27年】		
第2回	平成27年1月29日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について
第4回	平成27年2月25日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画の検討状況について
第9回	平成27年5月14日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画について
第13回	平成27年7月9日	○ 立川市第2次学校教育振興基本計画について

立川市第2次学校教育振興基本計画

平成27(2015)年7月

発行 立川市教育委員会

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電 話 042(523)2111(代表) 内線2464

FAX 042(528)1204

編集 立川市教育委員会事務局 教育部教育総務課